

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和4年1月6日 09時35分ごろ
発生場所	山口県萩市大島漁港 萩大島港赤穂瀬南防波堤灯台から真方位298°330m付近 (概位 北緯34°29.5′ 東経131°24.6′)
事故の概要	貨物船わかしおは、係留中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和4年2月2日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 わかしお、13トン
船舶番号、船舶所有者等	291-34593山口、山口県漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室室内灯用分電盤及び壁等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首を北方に向けて左舷着けで岸壁に係留し、主機を始動してクレーンを使用し、船長及び乗組員が前部甲板で積み荷役作業を行っていた。</p> <p>本船の近くで消防出初め式の片付けを行っていた消防団員（以下「本件消防団員」という。）は、本船の後部甲板に面した機関室出入口のドアの隙間から黒煙が出ているのを目撃し、船長に知らせた。</p> <p>船長は、本件消防団員からの知らせを受け、機関室出入口のドアと機関室上部の点検口を開けたところ、炎を認め、火災の発生を知った。</p> <p>本件消防団員は、消防出初め式の参加者及び漁業協同組合職員に火災の発生を知らせ、消防出初め式に参加していた消防署の職員が119番通報を行った。</p> <p>乗組員は、本船の火災の発生を知らされた漁業協同組合職員と共に、漁業協同組合の事務所に備えられていた10型粉末消火器（薬剤量3kg）を本船に運び、同消火器による初期消火を試みたが鎮火させることができなかった。</p> <p>本件消防団員は、本船に駆けつけた他の消防団員と共に、出初め式で使用した消防車の消火ホースで消火活動を行い、鎮火させた。</p> <p>本船は、機関室室内灯用分電盤（以下「本件分電盤」という。）及び壁等に焼損を生じていることが確認された。</p> <p>本船の出火原因は、消防署により、本件分電盤の差し刃と受け刃で</p>

	<p>構成されるナイフスイッチが、数年間入れられたままの状態であったところ、電極間にほこり等が溜まり、同ほこり等に塩分を含んで湿った海上の空気が触れることにより少しずつ塩分が蓄積され、電極間が短絡し発火に至るトラッキング現象を起こし、ナイフスイッチの樹脂製カバーに着火し、本件分電盤の木製の板等に延焼拡大したものと推定された。</p> <p>本件分電盤は、昭和60年9月の本船の進水以来、取り替えられたことがなかった。</p> <p>船長は、本件分電盤を自ら点検したり、本件分電盤のナイフスイッチの操作をこまめに行ったりする習慣がなかったので、本事故発生の数年前から本件分電盤のナイフスイッチを入れたままにしており、また、電気配線が船舶検査の検査対象になっていないので、船舶検査受検の際にも、整備業者等に依頼して本件分電盤を点検したことがなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、係留中、数年間操作されないままであった機関室内の本件分電盤のナイフスイッチの電極間にほこり等が溜まり、同ほこり等に塩分を含んで湿った海上の空気が触れることで少しずつ塩分が蓄積されて電極間が短絡したことにより、トラッキング現象を起こして火災が発生したものと推定される。</p> <p>船長は、電気配線が船舶検査の検査対象になっていないので、船舶検査受検の際に、整備業者等に本件分電盤の点検を依頼していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が係留中、数年間操作されないままであった機関室内の本件分電盤のナイフスイッチの電極間にほこり等が溜まり、同ほこり等に塩分を含んで湿った海上の空気が触れることで少しずつ塩分が蓄積されて電極間が短絡したため、トラッキング現象を起こして火災が発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、分電盤のナイフスイッチの点検整備を定期的に行い、ほこり等が溜まっていた場合には取り除くこと。